

【参考】令和7年度事例勉強会の実施について

令和3年度より、権利擁護部会の活動の一つである差別・虐待に関する事例の共有や検討について、権利擁護部会員を対象に、任意で参加者を募り、事例勉強会を実施している。令和7年度事例勉強会は、以下のとおり実施する。

1 事例勉強会の概要

目的	事務局や部会員から寄せられた事例を題材に、多様な視点による対応等を討議し、学ぶことで、地域全体の対応力向上を図る。
勉強内容	・事例の発生要因及び課題の整理 ・支援策の検討 ・区の社会資源についての情報共有
実施日時	・10月2日（木）10時～12時
検討する事例	（1）区へ相談・通報のあった事例 （2）部会員から寄せられた事例 ※開催通知文とともに事例の募集を行い、所定の様式により、事務局へ事前提出する。
テーマ	下記の現場で起こった差別や虐待の事案2～3個 ・職場（使用者虐待や職場における差別事例） ・グループホーム

2 他部会との連携

令和3年度及び令和4年度は、対象者を権利擁護部会員のみとしていた。令和5年度以降は、障がい当事者部会員を交えて意見交換を行い、より多角的な視点で事例を検討し、虐待や差別に対する対応力の向上を図った。

令和7年度も、引き続き他部会員と連携することで、地域の対応力向上に繋げる。

3 権利擁護部会への報告

事例勉強会にて検討した内容や参加者の感想、成果などを次回以降の権利擁護部会で報告することで、他部会員への共有を図る。また、事例勉強会の実施結果を踏まえ、勉強内容や回数、時間等については、都度状況に合わせて柔軟に変化させ運営していく。

4 事例勉強会の発展

令和３年度から事例について多職種間で意見を交換し、虐待や差別に関する相談・対応のノウハウを積み上げてきた。個別事例については、個人情報の観点から事例集として公表することは難しいが、区関係機関向けの障がい者虐待防止対応マニュアルに反映し、区全体の障がい者虐待防止体制の強化につなげていく。